

中国における OEM 行為の商標使用の該当性について

—最新の最高裁判決より（HONDAKIT 事件）—



2019年12月12日

0. はじめに

2019年9月23日に、本田技研工業株式会社と、重慶恒勝鑫泰貿易有限公司及び重慶恒勝集団有限公司との商標権侵害訴訟において、中国最高人民法院は、OEM生産における商標を付する行為（以下、OEM行為と言う）は商標法上で商標の使用行為に該当し、使用許諾を得ていない場合は、商標権侵害になるとの再審判決を下した。

この判決は、「PRETUL」事件と「東風」事件後に、中国最高人民法院が下したOEM行為に関する最新の判決である。本判決は従来の最高人民法院の司法判断から一転するもので、その影響は極めて大きいといえる。

1. 事件概要

(1) 当事者

再審申請人（原審原告、二審被上訴人）：本田技研工業株式会社（以下、本田株式会社と言う）

再審被申請人（原審被告、二審上訴人）：重慶恒勝鑫泰貿易有限公司/重慶恒勝集団有限公司

(2) 事実概要

被申請人はミャンマーにおいて、車両等の指定商品につき「HONDAKIT」の商標権を有する美華公司の取締役からの委託を受けて、同商標が付されたバイクの組み立て部品キット、220組を生産・ミャンマーへ輸出した。

中国からミャンマーへ輸出する際に、中国の税関で220組の部品キットが発見され、本田株式会社が商標権侵害を理由に訴訟を提起した。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務戦略部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務戦略部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

